

2025年3月6日
株式会社ドクタートラスト

所定労働時間を7時間/日に短縮

給与額は現行のまま、さらなる生産性向上と先駆的な働き方に取り組みます

株式会社ドクタートラスト（本社：東京都渋谷区、代表取締役：高橋雅彦、以下「ドクタートラスト」）は、2025年3月1日付で、1日の所定労働時間を7.5時間から7時間に変更し、すべての社員に適用いたします。なお、本制度導入によって給与が減額されることはありません。

労働時間7時間/日を導入した背景



ドクタートラストは2004年創業後、「健康的な人生を送ること」「ワーク・ライフ・バランスの達成」を目的に、所定労働時間7.5時間を導入しました。

さらに、この目的を加速させるべく、個々人が働き方のスピードを上げるなど、意識の変革を進め、2025年3月1日より「1日7時間労働」を正式採用するに至りました。

【フルタイム社員の勤務時間】

2025年2月末まで：9時30分～18時（うち休憩1時間）

2025年3月から：＜Aタイプ＞9時～17時（うち休憩1時間）

＜Bタイプ＞9時30分～17時30分（うち休憩1時間）

Aタイプにするか、Bタイプにするかは、社員が自由に選択できます。また両タイプは月単位で変更可能にしています。

また、ドクタートラストでは残業時間を20時30分までとすることで、月当たりの平均残業時間6.5時間を達成してきました。今回の労働時間変更に合わせて、残業をした場合でも20時退勤を徹底することといたします。

なお、労働時間の変更に伴い、営業時間は「9時～17時30分」とさせていただきます。



現在も継続しているドクタートラストならではの制度

ドクタートラストは、企業の安全衛生・健康管理を担う会社として創業したこともあり、社内ではその見本となるような先駆的な取り組みを実験的に絶えず行っていかなくてはならないと考えています。実際に、「健康で元気に働く人を増やす」という理念のもと、「元気回復休暇制度」や「特別住宅手当」など、独自性の高いさまざまな制度を取り入れています。

詳しくは、ドクタートラストの採用サイト内の「ドクタートラストの働き方」ページ

(<https://recruit.doctor-trust.co.jp/work-style-reform/>) を参照ください。

ドクタートラストについて

株式会社ドクタートラスト <https://doctor-trust.co.jp/>

株式会社ドクタートラスト（本社：東京都渋谷区、代表取締役：高橋雅彦）は企業ではたらく人の健康管理を専門に受託している会社です。産業医や保健師などの医療資格者が企業を訪問の上、健康診断結果に基づく健康指導、過重労働者面談を行います。また、264万人超のビッグデータに基づく職場環境改善コンサル「STELLA」や、外部相談窓口サービス「アンリ」、健康管理システム「エール+」もご好評いただいております。その他 ストレスチェック、健康経営セミナー、衛生委員会のアドバイスなど、さまざまな業務を実施します。

各種サービスに関するお問合せ

株式会社ドクタートラスト 健康経営推進本部

TEL：03-3464-4000（代表）

企業さま用お問合せフォーム：<https://doctor-trust.co.jp/form/company/contact/>